

## 平成 29 年度地方発明表彰の募集について

平成 29 年度地方発明表彰について、下記により募集が始まりますのでお知らせします。なお、応募にあたっては、募集要項により応募者等の資格や応募の注意事項等を確認いただき、調査表を提出していただくようお願いします。

### 記

#### 1 表彰区分

##### (1) 発明等に関する表彰

優秀な発明等を完成し、その実施効果が高く、地域産業の向上に寄与していると認められる発明者等を対象として各賞を贈呈する。

###### ◇特別賞

文部科学大臣発明奨励賞、特許庁長官奨励賞、中小企業庁長官奨励賞、経済産業局長賞、発明協会会長奨励賞、日本弁理士会会長奨励賞、知事賞等

###### ◇発明奨励賞

##### (2) 実施に関する表彰

###### ◇実施功績賞

上記(1)において、文部科学大臣発明奨励賞、特許庁長官奨励賞、中小企業庁長官奨励賞、経済産業局長賞、発明協会会長奨励賞、日本弁理士会会長奨励賞の対象となった発明等が法人である場合当該法人の代表者を対象として贈呈する。

(発明者と当該法人の代表者が同一の場合は除く。)

##### (3) 発明奨励に関する表彰

###### ◇奨励功労賞

発明の指導、奨励、育成に多年にわたり尽力し、顕著な功績のある方を対象として贈呈する。

#### 2 発明・考案及び意匠の要件

発明・考案、意匠については、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 応募案件が特許、実用新案登録又は意匠登録されており、平成 29 年 12 月末日時点において権利が存続していること。
- (2) 発明、考案においては、進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上及び地域産業の発展に寄与していると認められること。
- (3) 意匠においては、製品化され、広く一般に利用されて産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与し、さらに形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成していると認められること。
- (4) 応募時において係争関係にない、もしくは係争が終了していること。

#### 3 応募者等の資格

- (1) 応募者は、日本国内において当該発明等の権利を有すること。
- (2) 応募案件の発明者、考案者又は創作者は、日本国籍を有するか、又は当該発明等を日本国内において完成させ、本表彰の趣旨に適合すると発明協会が認めた者であること。
- (3) 応募案件の発明等で、発明協会主催の全国発明表彰あるいは本表彰を受賞していな

- いこと。  
(4) 当該発明等に関する同一の業績により過去に叙勲・国家褒賞を受賞していないこと。

#### 4 応募方法

所定の地方発明調査表に記入要領に従って必要事項を記入し、必要書類を添付の上、正1通・副3通（正の写し）の計4通を提出してください。

#### 5 応募の注意

- (1) 平成5年改正法の登録実用新案（平成6年1月1日施行）については、応募書類に技術評価書を添付してください。
- (2) 関連発明（考案、意匠）の発明者（考案者、創作者）は、本表彰の対象とはなりません。
- (3) 同一発明者等が、本表彰に同時に複数応募することはできません。

#### 6 提出先

一般社団法人静岡県発明協会  
420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館1階

#### 7 応募期間

平成29年2月1日（水）～平成29年3月31日（金）

一般社団法人 静岡県発明協会  
Tel 054-254-7575  
Fax 054-254-7663  
E-mail: support@shizuoka-ipc.gr.jp